明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○飲用乳の表示に関する公正競争規約外八件の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁六）　一
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務三四五）　四
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、アルゼンチン共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（経済産業二三〇）　三
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、アルゼンチン共和国の記章を指定した件（同二三一）
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、チェコ共和国の記章を指定した件（同二三二）
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、ペルー共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（同二三三）　四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州漁業管理機関の標章を指定した件（同二三四）
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州復興開発銀行の標章を指定した件（同二三五）　三
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、イーター国際核融合エネルギー機構の標章を指定した件（同二三六）

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、税理士登録まつ消・証票無効関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告